

鹿兒島大学大学院連合農学研究科
第一種奨学金返還免除候補者の選考基準

〔平成17年12月16日〕
代議委員会決定

【特別優先順位】 早期修了者を無条件で候補順位1位とする。2名以上の者が早期修了者となった場合には、下記の評価により、早期修了者の中で順位付けを行う。

【早期修了者以外の修了者に関する選考基準】

業績種別 及び 評価項目		評価点	
(1) 学位論文その他の研究論文		90	
①	大学院における教育研究活動に関する業績	20	
イ	学位論文、研究論文が特に優れている場合		20
②	専攻分野に関連した学外における教育研究活動に関する業績	70	
イ	学会等で受賞した場合		20
ロ	学術雑誌等（レフェリー制あり）に掲載され、高い評価を得た場合		50
	原書論文が学会誌に掲載されたもの		
	◇筆頭著者の論文毎に10点を積算		
	◇第2著者の論文毎に5点、それ以外の論文毎に2点を積算		
ハ	その他、高い評価を受けた著作物（レフェリー制なし）及び発明・特許等		20
	項目毎に評価点を積算：1点あたり4点を上限に積算		
ニ	口頭発表の回数		10
	国際学会で、登壇者として口頭発表した場合（1回につき3点）		
	その他の学会で発表者（ホステル発表等を含む）となった場合（1回につき2点）		
(2) 研究または教育に係る補助業務の実績		10	
①	大学院における教育研究活動等に関する業績	10	
イ	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等により、学内での教育研究活動に大きく貢献し、特に優れた業績を上げたと認められる場合		10
合 計		100	

注)

- I. アンダーラインを付した数字は、各々の評価項目の上限点数とする。
- II. (1)②（イ、ロ、ハ、ニ）各項目の上限点数の総和が70点を上回る場合は、70点を上限とする。
- III. (1)②ハについては別途詳細に、著作物の種類、評価を受けた根拠資料等に基づく評価基準を設ける。
- IV. 総合点(100点満点)で同点者が出た場合は、上限点数の総計(130点)で順位付けを行う。それでも同点である場合は、各項目順に上から順に上限点数を合計し、差がついた時点で、高得点者を上位とする。さらに同点の場合は(1)②ロの点数を上限なしで算出し、高得点者を上位とする。